鳥取県公報

平成21年３月31日（火）
号外第３６号

毎週火・金曜日発行

目　　　　次

◇　規　　則
鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則（26）（税務課）・・・・・・・・・・・・・4
職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則（27）（人事・評価室）・・・・・・46
地方公営企業法第39条第２項の規定に基づき知事が定める職に関する規則の一部を改正する規則（28）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・48
鳥取県病院局に勤務する職員のうち主要な職員の範囲を定める規則の一部を改正する規則（29）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・49
現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（30）（給与室）・・・・・・・・・50
職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則（31）（〃）・・・・・・・・・51

══════公布された規則のあらまし══════

◇鳥取県税条例施行規則の一部改正について

１　規則の改正理由

（１）　地方税法の一部が改正され、自動車取得税及び軽油引取税が普通税（現行　目的税）とされたことに伴い、所要の規定の整備を行う。

（２）　鳥取県税条例の一部が改正されたことに伴い、法人県民税均等割の課税免除及び減免の申請手続等について、所要の規定の整備を行う。

２　規則の概要

（１）　自動車取得税及び軽油引取税が普通税とされたことに伴う所要の規定の整備を行うとともに、様式を改める。

（２）　法人県民税均等割の課税免除及び減免に必要な申請手続等について、所要の規定の整備を行い、手続に必要な様式を定める。

（３）　施行期日等

ア　施行期日は、平成21年４月１日とする(２)を除き、地方税法等の一部を改正する法律の施行の日とする。

イ　所要の経過措置を講ずる。

◇職員の職の設置に関する規則の一部改正について

１　規則の改正理由

平成21年４月の組織改正に伴い、職員の職に新たに医療政策監、筆頭主幹、児童心理主任、児童心理司、生活指導員及び鳥取砂丘レンジャーの職を加える等所要の改正を行う。

２　規則の概要

（１）　職員の職について、次のとおり改める。

ア　新設する職

医療政策監、筆頭主幹、児童心理主任、児童心理司、生活指導員及び鳥取砂丘レンジャーの職を設ける。

イ　廃止する職

通信士、ボイラ技士、調理師及び調理員の職を削る。

（２）　施行期日は、平成21年４月１日とする。

◇地方公営企業法第39条第２項の規定に基づき知事が定める職に関する規則の一部改正について

１　規則の改正理由

県立病院の組織体制の再編に伴い、地方公営企業法の規定に基づき、政治的行為等の禁止に関する地方公務員法の規定が適用されることとなる管理職等（以下「適用管理職員等」という。）の範囲を見直す。

２　規則の概要

（１）　病院局の適用管理職員等に次の職員を加える。

ア　センター長及び副センター長を加える。

イ　女性職員支援室、健診室、血液浄化室、がん相談支援室及び画像診断室の室長を加える。

ウ　医療情報管理室、女性職員支援室及びがん相談支援室の副室長を加える。

（２）　施行期日は、平成21年４月１日とする。

◇鳥取県病院局に勤務する職員のうち主要な職員の範囲を定める規則の一部改正について

１　規則の改正理由

県立病院の組織体制の再編に伴い、その任免について知事の同意が必要な職員（以下「主要な職員」とい

う。）の範囲について所要の改正を行う。

２　規則の概要

（１）　主要な職員の範囲を、次のとおり改める。

ア　センター長及び副センター長を加える。

イ　女性職員支援室、健診室、血液浄化室、がん相談支援室及び画像診断室の室長を加える。

ウ　医療情報管理室、女性職員支援室及びがん相談支援室の副室長を加える。

（２）　施行期日は、平成21年４月１日とする。

◇現業職員の給与に関する規則の一部改正について

１　規則の改正理由

平成21年４月の組織改正に伴い、現業職員の職務の分類について所要の改正を行う。

２　規則の概要

（１）　職務の級が１級又は２級である職からボイラ技士、調理師及び調理員を削る。

（２）　(１)に伴う所要の規定の整備を行う。

（３）　施行期日は、平成21年４月１日とする。

◇職員の退職手当の支給に関する規則の一部改正について

１　規則の改正理由

副校長及び主幹教諭の設置に伴い、退職手当の調整額の適用区分を改める等所要の改正を行う。

２　規則の概要

（１）　教育職給料表の適用を受ける者に係る退職手当の算定に係る調整額の適用区分に、管理職手当支給区分が特４種の職を占める者及び教育職給料表の特２級の適用を受ける者を加える。

（２）　鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例が一部改正され、退職派遣が行われなくなったことに伴う所要の規定の整備を行う。

（３）　その他所要の規定の整備を行う。

（４）　施行期日等

ア　施行期日は、平成21年４月１日とする。

イ　所要の経過措置を講ずる。

規　　　　　　則

鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年３月31日

鳥取県知事　平　井　伸　治

鳥取県規則第26号

鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則

第１条　鳥取県税条例施行規則（昭和35年鳥取県規則第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下この条において「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下この条において「移動後条等」という。）が存在する場合には、当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には、当該移動条等（以下この条において「削除条等」という。）を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には、当該移動後条等（以下この条において「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示並びに削除条等を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条等を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改　正　後	改　正　前
目次	目次
第１章　略	第１章　略
第２章　普通税	第２章　普通税
第１節～第４節　略	第１節～第４節　略
	第５節　削除
第５節　自動車取得税（第44条―第46条の14）	
第５節の２　軽油引取税（第47条―第49条の２）	
第６節及び第７節　略	第６節及び第７節　略
第３章　目的税	第３章　目的税
	第１節　自動車取得税（第52条―第53条の12）
	第２節　軽油引取税（第54条―第58条）
第１節及び第２節　削除	
第３節及び第４節　略	第３節及び第４節　略
附則	附則
（徴収猶予の手続）	（徴収猶予の手続）
第13条　略	第13条　略
２　略	２　略
３　法第15条第４項（法第144条の29第２項において	３　法第15条第４項（法第700条の21第２項において

準用する場合を含む。）の規定による徴収猶予又は期間延長の承認の通知は、第11号様式による承認通知書で、不承認の通知は第11号様式の２による不承認通知書でしなければならない。	準用する場合を含む。）の規定による徴収猶予又は期間延長の承認の通知は、第11号様式による承認通知書で、不承認の通知は第11号様式の２による不承認通知書でしなければならない。
４　法第15条の３第３項（法第144条の29第２項において準用する場合を含む。）の規定による徴収猶予の取消しの通知は、第11号様式の３による通知書でしなければならない。	４　法第15条の３第３項（法第700条の21第２項において準用する場合を含む。）の規定による徴収猶予の取消しの通知は、第11号様式の３による通知書でしなければならない。
（納付又は納入委託に使用できる証券）	（納付又は納入委託に使用できる証券）
第14条　法第16条の２第１項前段（法第144条の29第２項において準用する場合を含む。）の知事が定める有価証券は、次に掲げる小切手、約束手形又は為替手形で、その券面金額が納付又は納入の目的である徴収金の合計額を超えない額のものとする。	第14条　法第16条の２第１項前段（法第700条の21第２項において準用する場合を含む。）の規定による知事が定める有価証券は、次に掲げる小切手、約束手形又は為替手形で、その券面金額が納付又は納入の目的である徴収金の合計額をこえない額のものとする。
（１）～（３）　略	（１）～（３）　略
（法人等の県民税に係る更正及び決定に関する通知書）	（法人等の県民税に係る更正及び決定に関する通知書）
第35条の３　略	第35条の３　略
（法人の県民税均等割の課税免除の手続）	
第35条の４　新たに条例第41条の２第１項の規定による法人の県民税の均等割の課税免除を受けようとする認可地縁団体（地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の２第７項に規定する認可地縁団体をいう。以下同じ。）は、納期限までに、第53号様式の４による申請書を所長に提出しなければならない。	
２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。	
（１）　市町村長の認可決定通知書の写し又は認可に係る告示事項証明書	
（２）　規約	
（３）　事業報告書及び収支計算書（当該法人の行うすべての事業の前事業年度に係るものに限る。以下同じ。）	
（４）　前２号に掲げるもののほか、収益事業を行わないことを証する書面	
３　所長は、第１項の申請書を受理したときは、速やかにその適否を調査の上、均等割を課し、又は課さないことの決定をし、遅滞なく、申請者にその旨を通知しなければならない。	
４　所長は、法人の県民税の均等割を課さないことの	

決定をした認可地縁団体のうち、当該課税免除の適用の要件を欠くに至ったもの又は虚偽の申請により当該決定を受けたものについては、直ちに当該決定を取り消し、当該認可地縁団体に対してその旨を通知しなければならない。

（法人の県民税均等割の減免の手続）

第35条の５　条例第41条の３第１項の規則で定める法人は、次のとおりとする。

（１）　特定非営利活動促進法（平成10年法律第７号）第２条第２項に規定する特定非営利活動法人

（２）　法第52条第２項第３号に規定する公共法人等（認可地縁団体並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第２条に規定する公益社団法人及び公益財団法人を除く。以下同じ。）で次に掲げる要件のいずれかに該当するもの

ア　その出資金額又は拠出された金額の３分の２以上が国又は地方公共団体により出資又は拠出をされており、かつ、その業務運営に要した経費の額の２分の１以上が国又は地方公共団体から委託費、助成金、寄附金その他これに類するものにより支弁されていること。

イ　法第25条第１項第２号に掲げる法人が行う事業に相当する事業を主たる事業として行うものであること。

ウ　更生保護事業（更生保護事業法（平成７年法律第86号）第２条第１項に規定する更生保護事業をいう。）、慈善事業その他社会奉仕的性格が顕著な事業を主として行うものであること。

エ　学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき学校（専修学校及び各種学校を含む。）の教育課程として行われる教育活動の振興に寄与する事業を主として行うものであること。

オ　社会教育法（昭和24年法律第207号）第２条に規定する社会教育の振興に寄与する事業を主として行うものであること。

２　条例第41条の３第１項の規定による法人の県民税の均等割の減免を受けようとする者は、納期限までに、第53号様式の５による申請書を所長に提出しなければならない。

３　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、減免を受けた事業年度以降においては、イに掲げる書類（第１項第２号アに掲げる要件に該当する法人に限る。）を除き、添付を

要しない。 ア　定款又は寄附行為 イ　事業報告書及び決算書 ウ　登記事項証明書その他法人の設立を証する書面 エ　出資又は拠出の事実を証する書面（第１項第２号アに掲げる要件に該当する法人に限る。） オ　その他減免の要件に該当することを証する書面 ４　所長は、第２項の申請書を受理したときは、速やかにその適否を調査の上、承認又は不承認の決定をし、遅滞なく、申請者にその旨を通知しなければならない。 ５　所長は、法人の県民税の均等割の減免の承認をした法人のうち、当該減免の適用の要件を欠くに至ったもの又は虚偽の申請により当該承認を受けたものについては、直ちに当該承認を取り消し、当該法人に対してその旨を通知しなければならない。	
（利子割に係る更正及び決定に関する通知書） 第35条の６　条例第52条の規則で定める通知書は、第53号様式の６のとおりとする。	（利子割に係る更正及び決定に関する通知書） 第35条の４　条例第52条に規定する規則で定める通知書は、第53号様式の４のとおりとする。
（配当割に係る更正及び決定に関する通知書） 第35条の７　条例第53条の８の規則で定める通知書は、第53号様式の７のとおりとする。	（配当割に係る更正及び決定に関する通知書） 第35条の５　条例第53条の８に規定する規則で定める通知書は、第53号様式の５のとおりとする。
（株式等譲渡所得割に係る更正及び決定に関する通知書） 第35条の８　条例第53条の16の規則で定める通知書は、第53号様式の８のとおりとする。	（株式等譲渡所得割に係る更正及び決定に関する通知書） 第35条の６　条例第53条の16に規定する規則で定める通知書は、第53号様式の６のとおりとする。
（更正及び決定に関する通知書） 第43条　略	（更正及び決定に関する通知書） 第43条　略
	第５節　削除 第44条から第49条まで　削除
第５節　自動車取得税 （納税済印） 第44条　条例第134条の16の規則で定める納税済印は、第62号様式のとおりとする。 （更正、決定等に関する通知書） 第45条　条例第134条の20の規則で定める通知書は、	

第62号様式の２のとおりとする。

（自動車取得税の課税免除の手続）

第46条　条例第134条の６第３号から第５号までの規定により自動車取得税の課税免除を受けようとする者は、条例第134条の14第１項に規定する申告書の提出期限（東部総合事務所長が特に認める場合にあっては、当該申告書を提出する日から１月以内）までに、申請書及び課税免除を受けようとする事由を記載した書類（以下この節において「課税免除申請書等」という。）を東部総合事務所長に提出しなければならない。この場合において、災害その他の真にやむを得ない事由がある場合に限り、同項の提出期限経過後に、遅延理由書を添えて課税免除申請書等を提出することができる。

２　前項の課税免除申請書等は、課税免除の区分に応じ、次の表に定めるところによる。

課税免除区分	申請書	課税免除を受けようとする事由を証する書類
(１)　条例第134条の６第３号及び第４号に係るもの	第62号様式の３	ア　運転計画表（第62号様式の４） イ　自動車検査証の写し ウ　その他所有又は使用の事実を証する写真又は書類
(２)　条例第134条の６第５号に係るもの	第62号様式の５	ア　自動車検査証の写し イ　特定非営利活動法人の設立の認証書の写し ウ　特定非営利活動法人の設立に係る登記事項証明書 エ　自動車を無償で譲り受けたことを証する書類 オ　自動車の使用目的を証する書類 カ　自動車の写真

（自動車取得税の課税免除の承認）

第46条の２　東部総合事務所長は、前条第１項の課税免除申請書等を受理したときは、速やかにその適否を調査の上、承認又は不承認の決定をし、遅滞なく、申請者に第62号様式の６による通知書により通知しなければならない。

（自動車取得税の課税免除の取消し）

第46条の３　東部総合事務所長は、自動車取得税の課税免除の承認をした自動車のうち、虚偽の申請により当該承認を受けたものについては、直ちに当該承認を取り消し、納税義務者に第62号様式の７による通知書により通知しなければならない。

２　東部総合事務所長は、前項の規定により課税免除の承認を取り消したときは、課税免除をしていた税額の全額を賦課徴収する。

（自動車取得税の減免に係る身体障害者等の範囲等）

第46条の４　条例第134条の７第１号に規定する身体障害者等（以下この節において「身体障害者等」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

（１）　身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第４項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる障害の級別（身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第５号に定める障害の級別をいう。）に該当する障害を有するもの

障害の区分		障害の級別	
		当該身体障害者等が運転する場合	当該身体障害者等が運転する場合以外の場合
視覚障害		１級から４級までの各級	１級から４級までの各級
聴覚障害		２級及び３級	２級及び３級
平衡機能障害		３級	３級
音声機能障害		３級（喉（こう）頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。）	
肢体不自由	上肢	１級及び２級（右上肢３級かつ左上肢３級、右上肢３級かつ左上肢４級及び右上肢４級かつ左上肢３級を含	１級及び２級（右上肢３級かつ左上肢３級、右上肢３級かつ左上肢４級及び右上肢４級かつ左上肢３級を含

			む。）	む。）
	下肢		１級から６級までの各級（右下肢７級かつ左下肢７級を含む。）	１級から６級までの各級（右下肢７級かつ左下肢７級を含む。）
	体幹		１級から３級までの各級及び５級	１級から３級までの各級及び５級
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	１級及び２級	１級及び２級
		移動機能	１級から６級までの各級	１級から３級までの各級
心臓機能障害			１級、３級及び４級	１級、３級及び４級
じん臓機能障害			１級、３級及び４級	１級、３級及び４級
呼吸器機能障害			１級、３級及び４級	１級、３級及び４級
ぼうこう又は直腸の機能障害			１級、３級及び４級	１級、３級及び４級
小腸の機能障害			１級、３級及び４級	１級、３級及び４級
ヒト免疫不全ウイルスよる免疫機能障害			１級から３級までの各級	１級から３級までの各級

（２）　戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第４条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者のうち、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる重度障害の程度又は障害の程度（恩給法（大正12年法律第48号）別表第１号表ノ２に定める重度障害の程度又は同法別表第１号表ノ３に定める障害の程度をいう。）に該当する障害を有するもの

障害の区分	重度障害の程度又は障害の程度	
	当該身体障害者等が運転する場合	当該身体障害者等が運転する場合以

			外の場合
視覚障害		特別項症から第４項症までの各項症	特別項症から第４項症までの各項症
聴覚障害		特別項症から第４項症までの各項症	特別項症から第４項症までの各項症
平衡機能障害		特別項症から第４項症までの各項症	特別項症から第４項症までの各項症
音声機能障害		特別項症から第２項症までの各項症（喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。）	
肢体不自由	上肢	特別項症から第３項症までの各項症	特別項症から第３項症までの各項症
	下肢	特別項症から第６項症までの各項症及び第１款症から第３款症までの各款症	特別項症から第３項症までの各項症
	体幹	特別項症から第６項症までの各項症及び第１款症から第３款症までの各款症	特別項症から第４項症までの各項症
心臓機能障害		特別項症から第３項症までの各項症	特別項症から第３項症までの各項症
じん臓機能障害		特別項症から第３項症までの各項症	特別項症から第３項症までの各項症
呼吸器機能障害		特別項症から第３項症までの各項症	特別項症から第３項症までの各項症
ぼうこう又は直腸の機能障害		特別項症から第３項症までの各項症	特別項症から第３項症までの各項症
小腸の機能障害		特別項症から第３項症までの各項症	特別項症から第３項症までの各項症

（３）　療育手帳（知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所（知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第９条第５項に規定する知的障害者更生相談所をいう。）において知的障害と判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。以下同じ。）の交付を受けている者のうち、当該手帳の障害の程度の欄にＡと表示されているもの

（４）　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第２項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、当該手帳に精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第６条第３項に規定する障害等級が１級である者として記載されている者であって、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条３項に規定する自立支援医療受給者証の交付を受けているもの

（自動車取得税の減免に係る生計を一にする者の範囲）
第46条の５　条例第134条の７第１号イに規定する身体障害者等と生計を一にする者は、当該身体障害者等と日常の生活の収入及び支出を共同に計算している者とする。この場合において、必ずしも住居を一にしているかどうかは問わないものとする。

（自動車取得税の減免に係る常時介護者の範囲）
第46条の６　条例第134条の７第１号ウに規定する身体障害者等を常時介護する者は、１年以上の間に、継続して週３日程度以上、当該身体障害者等のために自動車の運転を行っている者（当該身体障害者等のために自動車の運転を行う見込みのある者を含む。）とする。

（自動車取得税の減免に係る使途の制限）
第46条の７　条例第134条の７第１号イ又はウに規定する自動車は、自動車検査証の自家用・事業用の別の欄に自家用と記載されているものに限るものとする。

（自動車取得税の減免に係る台数の制限）
第46条の８　条例第137条第４号の規定による自動車税の課税免除を受けている場合又は身体障害者等のための軽自動車等に係る軽自動車税について、市町村の条例の定めるところにより課税免除若しくは減免を受けている場合には、条例第134条の７第１号に規定する自動車については、同条の減免を行わないものとする。

（自動車取得税の減免に係る構造上身体障害者等の利用に供するための自動車の範囲）
第46条の９　条例第134条の７第２号に規定する自動

車は、身体障害者等の利用に供するために、車いすの昇降装置若しくは固定装置又は浴槽を装着する自動車その他身体障害者等の利用に供するために特別の仕様により製造された自動車、これらに相当する構造の変更が行われた自動車及び身体障害者等の利用に供する超低床型バスとする。

（自動車取得税の減免に係る専ら身体障害者等が運転するための構造の変更がなされた自動車で営業用のものの範囲）

第46条の10　条例第134条の７第３号に規定する自動車は、専ら身体障害者等が運転するために運転装置又は制御装置を装着する自動車その他専ら身体障害者等が運転するために特別の仕様により製造された自動車及びこれらに相当する構造の変更が行われた自動車で、タクシー等の用途に供される営業用自動車とする。

（自動車取得税の減免の手続）

第46条の11　条例第134条の７の規定により自動車取得税の減免を受けようとする者は、条例第134条の14第１項に規定する申告書の提出期限（東部総合事務所長が特に認める場合にあっては、当該申告書を提出する日から１月以内）までに、申請書及び減免を受けようとする事由を記載した書類（以下この節において「減免申請書等」という。）を東部総合事務所長に提出しなければならない。この場合において、災害その他の真にやむを得ない事由がある場合に限り、同項の提出期限経過後に、遅延理由書を添えて減免申請書等を提出することができる。

２　前項の減免申請書等は、減免の区分に応じ、次の表に定めるところによる。

減免の区分	申請書	減免を受けようとする事由を証する書類
（１）　条例第134条の７第１号アに係るもの	第62号様式の８その１	ア　身体障害者手帳又は戦傷病者手帳の写し イ　運転免許証の写し ウ　自動車検査証の写し エ　既に自動車税又は軽自動車税の課税免除又は減免を受けている場合は、当該課税免除又は減免に係る車両の移転登録（道路運送車両

		法（昭和26年法律第185号）第13条第１項の移転登録をいう。以下同じ。）又は抹消登録（同法第15条から第16条までの規定による永久抹消登録、輸出抹消登録及び一時抹消登録をいう。以下同じ。）を証する書類
(2)　条例第134条の７第１号イ及びウに係るもの	第62号様式の８その２	ア　身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の写し イ　身体障害者等と生計を一にする者が運転するもの（以下「生計同一者運転分」という。）にあっては、福祉事務所の長（福祉事務所を設置しない町村にあっては当該町村の長。以下「福祉事務所等の長」という。）が発行する生計同一証明書（第62号様式の９） ウ　第46条の４第４号に該当する者にあっては、自立支援医療受給者証の写し エ　身体障害者等を常時介護する者が運転するものにあっては、福祉事務所等の長が発行する常時介護証明書（第62号様式の９） オ　通学を目的とする場合にあっては学校の長が発行する自家用車通学証明書、通院を目的とする場合にあっては医師が発行する通院証明書、通所を目的とする場合にあっては施設等の長が発行する通所

		証明書、生業を目的とする場合にあっては源泉徴収票又は市町村長が発行する所得証明書その他の生業の事実を証明する書類（使用目的が通学、通院又は通所の場合にあっては、その回数の証明のあるものに限る。以下これらを「自動車の使途を証する書類」という。） カ　運転免許証の写し キ　自動車検査証の写し ク　既に自動車税又は軽自動車税の課税免除又は減免を受けている場合は当該課税免除又は減免に係る車両の移転登録又は抹消登録を証する書類
(３)　条例第134条の７第２号及び第３号に係るもの	第62号様式の10	ア　特別の仕様により製造された自動車の価額を証する書類又は構造変更後の自動車の価額を証する書類 イ　自動車検査証の写し ウ　特別の仕様による製造又は構造変更の事実を証する写真

（自動車取得税の減免の承認）

第46条の12　東部総合事務所長は、前条第１項の減免申請書等を受理したときは、速やかにその適否を調査の上、承認又は不承認の決定をし、遅滞なく、申請者に第62号様式の６による通知書により通知しなければならない。

（構造の変更に要した金額）

第46条の13　条例第134条の８第３号の構造の変更に要した金額は、当該自動車の取得価格のうち、車いすの固定装置若しくは運転装置の装着その他身体障害者等の利用に供するため又は専ら身体障害者等の運転のための特別の仕様又は構造の変更に要した金

額とする。

（自動車取得税の減免の取消し）

第46条の14　東部総合事務所長は、自動車取得税の減免の承認をした自動車のうち、虚偽の申請により当該承認を受けたものについては、直ちに当該承認を取り消し、納税義務者に第62号様式の７による通知書により通知しなければならない。

２　東部総合事務所長は、前項の規定により減免の承認を取り消したときは、減免していた税額の全額を賦課徴収する。

第５節の２　軽油引取税

（免税軽油に係る承認書等）

第47条　条例第134条の36第２項の規則で定める承認書は、第63号様式のとおりとする。

２　条例第134条の36第３項の規則で定める申請書は、第63号様式の２のとおりとする。

（免税軽油の引取り等に係る報告書の提出期限）

第48条　条例第134条の37の規則で定める特別な事情があると認められる者は、次のいずれかに該当する者とする。

（１）　交付を受けた免税証の数量を当該免税証の有効期間の月数（有効期間に１月に満たない期間が生じるときは、その期間を１月として計算する。）で除した数量が2,000リットル以下となる者

（２）　国又は地方公共団体の機関の長及びこれらに準ずる者

（３）　免税軽油の使用に係る業務の特殊性等により毎月報告することが困難であると認められる者

２　条例第134条の37の規則で定める期限は、次の各号に掲げる報告書の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

（１）　新たな免税証の交付申請の日の属する月の前月の末日までの期間に係る報告書　当該交付申請の日

（２）　免税証の有効期間の末日から２月を経過する日の属する月の末日までの期間に係る報告書（前号に掲げるものを除く。）　当該免税証の有効期間の末日から３月を経過する日の属する月の末日

（３）　免税証の有効期間の末日から２月を経過する日の属する月後の各月の初日から末日までの期間

に係る報告書（第１号に掲げるものを除く。）　その月の翌月の末日

（還付申請書）
第49条　条例第134条の40第２項の規則で定める還付申請書は、第63号様式の２のとおりとする。

（更正、決定等に関する通知書）
第49条の２　条例第134条の42の規則で定める通知書は、第61号様式のとおりとする。

第６節　自動車税

（証明書の交付）
第50条　所長は、道路運送車両法第97条の２第１項の規定によって自動車の所有者が現に当該自動車に係る自動車税を滞納していないこと、条例第８条の規定により自動車税の減免を受けたこと、法第146条第１項若しくは条例第136条若しくは第137条の規定により自動車税を課税しないこととされていること又は滞納に係る自動車税について天災その他やむを得ない事由があることを証する証明書の交付を申請したときは、第64号様式による証明書を交付しなければならない。
２～５　略

（自動車税の課税免除に係る身体障害者等の範囲）
第50条の３　条例第137条第４号に規定する身体障害者等（以下この節において「身体障害者等」という。）は、同号イに規定する身体障害者等と生計を一にする者及び同号ウに規定する身体障害者等を常時介護する者は、第46条の４から第46条の６までに規定するとおりとする。

第６節　自動車税

（証明書の交付）
第50条　所長は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第97条の２第１項の規定によって自動車の所有者が現に当該自動車に係る自動車税を滞納していないこと、条例第８条の規定により自動車税の減免を受けたこと、法第146条第１項若しくは条例第136条若しくは第137条の規定により自動車税を課税しないこととされていること又は滞納に係る自動車税について天災その他やむを得ない事由があることを証する証明書の交付を申請したときは、第64号様式による証明書を交付しなければならない。
２～５　略

（自動車税の課税免除に係る身体障害者等の範囲）
第50条の３　条例第137条第４号に規定する身体障害者等（以下この節において「身体障害者等」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

（１）　身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第４項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる障害の級別（身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第５号に定める障害の級別をいう。）に該当する障害を有するもの

障害の区分	障害の級別	
	当該身体障害者等が運転する場合	当該身体障害者等が運転する場合以外の場合

視覚障害			１級から４級までの各級	１級から４級までの各級
聴覚障害			２級及び３級	２級及び３級
平衡機能障害			３級	３級
音声機能障害			３級（喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。）	
肢体不自由	上肢		１級及び２級（右上肢３級かつ左上肢３級、右上肢３級かつ左上肢４級及び右上肢４級かつ左上肢３級を含む。）	１級及び２級（右上肢３級かつ左上肢３級、右上肢３級かつ左上肢４級及び右上肢４級かつ左上肢３級を含む。）
	下肢		１級から６級までの各級（右下肢７級かつ左下肢７級を含む。）	１級から６級までの各級（右下肢７級かつ左下肢７級を含む。）
	体幹		１級から３級までの各級及び５級	１級から３級までの各級
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	１級及び２級	１級及び２級
		移動機能	１級から６級までの各級	１級から３級までの各級
心臓機能障害			１級、３級及び４級	１級、３級及び４級
じん臓機能障害			１級、３級及び４級	１級、３級及び４級
呼吸器機能障害			１級、３級及び４級	１級、３級及び４級
ぼうこう又は直			１級、３級及	１級、３級及

腸の機能障害	び４級	び４級
小腸の機能障害	１級、３級及び４級	１級、３級及び４級
ヒト免疫不全ウイルスよる免疫機能障害	１級から３級までの各級	１級から３級までの各級

（２）　戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第４条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者のうち、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる重度障害の程度又は障害の程度（恩給法（大正12年法律第48号）別表第１号表ノ２に定める重度障害の程度又は同法別表第１号表ノ３に定める障害の程度をいう。）に該当する障害を有するもの

障害の区分		重度障害の程度又は障害の程度	
		当該身体障害者等が運転する場合	当該身体障害者等が運転する場合以外の場合
視覚障害		特別項症から第４項症までの各項症	特別項症から第４項症までの各項症
聴覚障害		特別項症から第４項症までの各項症	特別項症から第４項症までの各項症
平衡機能障害		特別項症から第４項症までの各項症	特別項症から第４項症までの各項症
音声機能障害		特別項症から第２項症までの各項症（喉（こう）頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。）	
肢体不自由	上肢	特別項症から第３項症までの各項症	特別項症から第３項症までの各項症
	下肢	特別項症から第６項症までの各項症及び第１款症から第３款症までの各款症	特別項症から第３項症までの各項症
	体幹	特別項症から第６項症までの各項症及び第１款症から第３款症までの各款症	特別項症から第４項症までの各項症
心臓機能障害		特別項症から第３項症までの各項症	特別項症から第３項症までの各項症
じん臓機能障害		特別項症から第３項症までの各項症	特別項症から第３項症までの各項症

呼吸器機能障害	特別項症から第３項症までの各項症	特別項症から第３項症までの各項症
ぼうこう又は直腸の機能障害	特別項症から第３項症までの各項症	特別項症から第３項症までの各項症
小腸の機能障害	特別項症から第３項症までの各項症	特別項症から第３項症までの各項症

（３）　療育手帳（知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所（知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第９条第５項に規定する知的障害者更生相談所をいう。）において知的障害と判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。以下同じ。）の交付を受けている者のうち、当該手帳の障害の程度の欄にＡと表示されているもの

（４）　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第２項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、当該手帳に精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第６条第３項に規定する障害等級が１級である者として記載されている者であって、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第３項に規定する自立支援医療受給者証の交付を受けているもの

（自動車税の課税免除に係る生計を一にする者の範囲）

第50条の４　条例第137条第４号イに規定する身体障害者等と生計を一にする者は、当該身体障害者等と日常の生活の収入及び支出を共同に計算している者とする。この場合において、必ずしも住居を一にしているかどうかは問わないものとする。

（自動車税の課税免除に係る常時介護者の範囲）

第50条の５　条例第137条第４号ウに規定する身体障害者等を常時介護する者は、１年以上の間に、継続して週３日程度以上、当該身体障害者等のために自動車の運転を行っている者（当該身体障害者等のために自動車の運転を行う見込みのある者を含む。）とする。

第50条の４及び第50条の５　削除

（自動車税の課税免除の手続）
第50条の10　略
２　前項の課税免除申請書等は、課税免除の区分に応じ、次の表に定めるところによる。

課税免除の区分	申請書	課税免除を受けようとする事由を証する書類
略		
（２）　条例第137条第４号アに係るもの（（１）に掲げるものを除く。）	第62号様式の８その１	ア～ウ　略 エ　既に自動車税又は軽自動車税の課税免除又は減免を受けている場合は、当該課税免除又は減免に係る車両の移転登録又は抹消登録を証する書類
（３）　条例第137条第４号イ及びウに係るもの（継続課税免除の場合に限る。）	第64号様式の５その２	ア　生計同一者運転分にあっては、住民票又は保険証の写し等生計を一にすることを証する書類（身体障害者等と運転する者が同一の世帯に属さない場合又は運転する者を変更した場合にあっては、福祉事務所等の長が発行する生計同一証明書）（第62号様式の９） イ　第46条の４第４号に

（自動車税の課税免除の手続）
第50条の10　略
２　前項の課税免除申請書等は、課税免除の区分に応じ、次の表に定めるところによる。

課税免除の区分	申請書	課税免除を受けようとする事由を証する書類
略		
（２）　条例第137条第４号アに係るもの（（１）に掲げるものを除く。）	第64号様式の６その１	ア～ウ　略 エ　既に自動車税又は軽自動車税の課税免除又は減免を受けている場合は、当該課税免除又は減免に係る車両の移転登録（道路運送車両法第13条第１項の移転登録をいう。以下同じ。）又は抹消登録（同法第15条から第16条までの規定による永久抹消登録、輸出抹消登録及び一時抹消登録をいう。以下同じ。）を証する書類
（３）　条例第137条第４号イ及びウに係るもの（継続課税免除の場合に限る。）	第64号様式の５その２	ア　身体障害者等と生計を一にする者が運転するもの（以下「生計同一者運転分」という。）にあっては、住民票又は保険証の写し等生計を一にすることを証する書類（身体障害者等と運転する者が同一の世帯に属さない場合又は運転する者を変更した場合にあっては、福祉事務所の長（福祉事務所を設置しない町村にあっては当該町村の長。以下「福祉事務所等の長」という。）が発行する生計同一証明書（第64号様式の７） イ　第50条の３第４号に

		該当する者にあっては、自立支援医療受給者証の写し ウ　身体障害者等を常時介護する者が運転するものにあっては、福祉事務所等の長が発行する常時介護証明書（第62号様式の９） エ　自動車の使途を証する書類（第46条の４第４号に該当する者にあっては、生計同一証明書又は常時介護証明書を提出する場合は、提出を要しない。） オ　略			該当する者にあっては、自立支援医療受給者証の写し ウ　身体障害者等を常時介護する者が運転するものにあっては、福祉事務所等の長が発行する常時介護証明書（第64号様式の７） エ　通学を目的とする場合にあっては学校の長が発行する自家用車通学証明書、通院を目的とする場合にあっては医師が発行する通院証明書、通所を目的とする場合にあっては施設等の長が発行する通所証明書、生業を目的とする場合にあっては源泉徴収票又は市町村長が発行する所得証明書その他の生業の事実を証明する書類（以下これらを「自動車の使途を証する書類」という。）（第50条の３第４号に該当する者にあっては、生計同一証明書又は常時介護証明書を提出する場合は、提出を要しない。） オ　略
(４)　条例第137条第４号イ及びウに係るもの（(３)に掲げるものを除く。）	第62号様式の８その２	ア　略 イ　第46条の４第４号に該当する者にあっては、自立支援医療受給者証の写し ウ　略 エ　福祉事務所等の長が発行する生計同一証明書又は常時介護証明書（第62号様式の９） オ～キ　略	(４)　条例第137条第４号イ及びウに係るもの（(３)に掲げるものを除く。）	第64号様式の６その２	ア　略 イ　第50条の３第４号に該当する者にあっては、自立支援医療受給者証の写し ウ　略 エ　福祉事務所等の長が発行する生計同一証明書又は常時介護証明書（第64号様式の７） オ～キ　略
(５)　条例	第62号様式	略	(５)　条例	第64号様式	略

第137条第５号に係るもの	の10	
（６）　条例第137条第６号から第11号までに係るもの	第62号様式の３	ア　前年度の運転実績表（登録時申請分については運転計画表）（第62号様式の４） イ及びウ　略
略		

（自動車税の課税免除の承認）

第50条の11　略

２　所長は、前項の決定をしたときは、遅滞なく、申請者に次の表の左欄に掲げる申請の区分に応じ、同表の右欄に定める通知書により通知しなければならない。

申請	通知書
略	
（２）　前条第２項の表第２号及び第４号に係るもの	第64号様式の12その１又は第62号様式の６
（３）　前条第２項の表第５号及び第６号に係るもの	第64号様式の12その１、第62号様式の６又は第64号様式の12その４
略	

（自動車税の課税免除の取消し）

第50条の13　所長は、第50条の11の規定により課税免除の承認をした自動車のうち、当該課税免除の適用の要件を欠くに至ったもの又は虚偽の申請により当該承認を受けたものについては、直ちに当該承認を取り消し、納税義務者に第62号様式の７による通知書により通知しなければならない。

２　略

（自動車税の減免の手続）

第50条の16　略

２　前項の減免申請書等は、減免の区分に応じ、次の表に定めるところによる。

減免の区分	申請書	減免を受けようとする事由を証する書類
略		
（３）　条例	第62号様式	ア　前年度の運転実績表

第137条第５号に係るもの	の８	
（６）　条例第137条第６号から第11号までに係るもの	第64号様式の９	ア　前年度の運転実績表（登録時申請分については運転計画表）（第64号様式の10） イ及びウ　略
略		

（自動車税の課税免除の承認）

第50条の11　略

２　所長は、前項の決定をしたときは、遅滞なく、申請者に次の表の左欄に掲げる申請の区分に応じ、同表の右欄に定める通知書により通知しなければならない。

申請	通知書
略	
（２）　前条第２項の表第２号及び４号に係るもの	第64号様式の12その１又は第64号様式の12その２
（３）　前条第２項の表第５号及び第６号に係るもの	第64号様式の12その１、第64号様式の12その２又は第64号様式の12その４
略	

（自動車税の課税免除の取消し）

第50条の13　所長は、第50条の11の規定により課税免除の承認をした自動車のうち、当該課税免除の適用の要件を欠くに至ったもの又は虚偽の申請により当該承認を受けたものについては、直ちに当該承認を取り消し、納税義務者に第64号様式の13による通知書により通知しなければならない。

２　略

（自動車税の減免の手続）

第50条の16　略

２　前項の減免申請書等は、減免の区分に応じ、次の表に定めるところによる。

減免の区分	申請書	減免を受けようとする事由を証する書類
略		
（３）　条例	第64号様式	ア　前年度の運転実績表

第137条の２第３号に係るもの	の３	（登録時申請分については運転計画表）（第62号様式の４） イ及びウ　略

（自動車税の減免の取消し）

第50条の19　所長は、第50条の17の規定により減免の承認をした自動車のうち、当該減免の適用の要件を欠くに至ったもの又は虚偽の申請により当該承認を受けたものについては、直ちに当該承認を取り消し、納税義務者に条例第137条の２第１号に係るものにあっては第64号様式の17、同条第２号及び第３号に係るものにあっては第62号様式の７による通知書により通知しなければならない。

２　略

第137条の２第３号に係るもの	の９	（登録時申請分については運転計画表）（第64号様式の10） イ及びウ　略

（自動車税の減免の取消し）

第50条の19　所長は、第50条の17の規定により減免の承認をした自動車のうち、当該減免の適用の要件を欠くに至ったもの又は虚偽の申請により当該承認を受けたものについては、直ちに当該承認を取り消し、納税義務者に条例第137条の２第１号に係るものにあっては第64号様式の17、同条第２号及び第３号に係るものにあっては第64号様式の13による通知書により通知しなければならない。

２　略

第１節　自動車取得税

（納税済印）

第52条　条例第180条に規定する規則で定める納税済印は、第66号様式のとおりとする。

（更正、決定等に関する通知書）

第53条　条例第184条に規定する規則で定める通知書は、第67号様式のとおりとする。

（自動車取得税の課税免除の手続）

第53条の２　条例第171条第３号から第５号までの規定により自動車取得税の課税免除を受けようとする者は、第50条の９第１項の表第２号の提出期限までに、申請書及び課税免除を受けようとする事由を記載した書類（以下この節において「課税免除申請書等」という。）を東部総合事務所長に提出しなければならない。この場合において、災害その他の真にやむを得ない事由がある場合に限り、同号の提出期限経過後に、遅延理由書を添えて課税免除申請書等を提出することができる。

２　前項の課税免除申請書等は、課税免除の区分に応じ、次の表に定めるところによる。

課税免除の区分	申請書	課税免除を受けようとする事由を証する書類
（１）　条例第171条第３号及び	第64号様式の９	ア　運転計画表（第64号様式の10） イ　自動車検査証の写し ウ　その他所有又は使用の

第４号に係るもの		事実を証する写真又は書類
(２)　条例第171条第５号に係るもの	第67号様式の２	ア　自動車検査証の写し イ　特定非営利活動法人の設立の認証書の写し ウ　特定非営利活動法人の設立に係る登記事項証明書 エ　自動車を無償で譲り受けたことを証する書類 オ　自動車の使用目的を証する書類 カ　自動車の写真

（自動車取得税の課税免除の承認）

第53条の３　東部総合事務所長は、前条第１項の規定による課税免除申請書等を受理したときは、速やかにその適否を調査の上、承認又は不承認の決定をし、遅滞なく、申請者に第64号様式の12その２による通知書により通知しなければならない。

（自動車取得税の課税免除の取消し）

第53条の４　東部総合事務所長は、前条の規定により課税免除の承認をした自動車のうち、虚偽の申請により当該承認を受けたものについては、直ちに当該承認を取り消し、納税義務者に第64号様式の13による通知書により通知しなければならない。

２　東部総合事務所長は、前項の規定により課税免除の承認を取り消したときは、課税免除をしていた税額の全額を賦課徴収する。

（自動車取得税の減免に係る身体障害者等の範囲等）

第53条の５　条例第172条第１号の身体障害者等（以下この節において「身体障害者等」という。）、同号イの身体障害者等と生計を一にする者及び同号ウの身体障害者等を常時介護する者は、第50条の３から第50条の５までに規定するとおりとする。

（自動車取得税の減免に係る台数の制限）

第53条の６　条例第137条第４号の規定による自動車税の課税免除を受けている場合又は身体障害者等のための軽自動車等に係る軽自動車税について、市町村の条例の定めるところにより課税免除若しくは減免を受けている場合には、条例第172条第１号に規

定する自動車については、同条の減免を行わないものとする。

（自動車取得税の減免に係る構造上身体障害者等の利用に供するための自動車の範囲）

第53条の７　条例第172条第２号に規定する自動車は、身体障害者等の利用に供するために、車いすの昇降装置若しくは固定装置又は浴槽を装着する自動車その他身体障害者等の利用に供するために特別の仕様により製造された自動車、これらに相当する構造の変更が行われた自動車及び身体障害者等の利用に供する超低床型バスとする。

（自動車取得税の減免に係る専ら身体障害者等が運転するための構造の変更がなされた自動車で営業用のものの範囲）

第53条の８　条例第172条第３号に規定する自動車は、専ら身体障害者等が運転するために運転装置又は制御装置を装着する自動車その他専ら身体障害者等が運転するために特別の仕様により製造された自動車及びこれらに相当する構造の変更が行われた自動車で、タクシー等の用途に供される営業用自動車とする。

（自動車取得税の減免の手続）

第53条の９　条例第172条の規定により自動車取得税の減免を受けようとする者は、第50条の10第１項の表第２号の提出期限までに、申請書及び減免を受けようとする事由を記載した書類（以下この節において「減免申請書等」という。）を東部総合事務所長に提出しなければならない。この場合において、災害その他の真にやむを得ない事由がある場合に限り、同号の提出期限経過後に、遅延理由書を添えて減免申請書等を提出することができる。

２　前項の減免申請書等は、減免の区分に応じ、次の表に定めるところによる。

減免の区分	申請書	減免を受けようとする事由を証する書類
(１) 条例第172条第１号アに係るもの	第64号様式の６その１	ア　身体障害者手帳又は戦傷病者手帳の写し イ　運転免許証の写し ウ　自動車検査証の写し エ　既に自動車税又は軽自動車税の課税免除又は減免を受けている場合は、

		当該課税免除又は減免に係る車両の移転登録又は抹消登録を証する書類
(２)　条例第172条第１項イ及びウに係るもの	第64号様式の６その２	ア　身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の写し イ　第50条の３第４号に該当する者にあっては、自立支援医療受給者証の写し ウ　運転免許証の写し エ　福祉事務所等の長が発行する生計同一証明書又は常時介護証明書（第64号様式の７） オ　自動車の使途を証する書類（使用目的が通学、通院又は通所の場合にあっては、その回数の証明のあるもの） カ　自動車検査証の写し キ　既に自動車税又は軽自動車税の課税免除又は減免を受けている場合は当該課税免除又は減免に係る車両の移転登録又は抹消登録を証する書類
(３)　条例第172条第２号及び第３号に係るもの	第64号様式の８	ア　特別の仕様により製造された自動車の価額を証する書類又は構造変更後の自動車の価額を証する書類 イ　自動車検査証の写し ウ　特別の仕様による製造又は構造変更の事実を証する写真

（自動車取得税の減免の承認）

第53条の10　東部総合事務所長は、前条第１項の規定による減免申請書等を受理したときは、速やかにその適否を調査の上、承認又は不承認の決定をし、遅滞なく、申請者に第64号様式の12その２による通知書により通知しなければならない。

（構造の変更に要した金額）

第53条の11　条例第172条の２第３号の構造の変更に要した金額は、当該自動車の取得価格のうち、車いすの固定装置若しくは運転装置の装着その他身体障害者等の利用に供するため又は専ら身体障害者等の運転のための特別の仕様又は構造の変更に要した金額とする。

（自動車取得税の減免の取消し）

第53条の12　東部総合事務所長は、第53条の10の規定により減免の承認をした自動車のうち、虚偽の申請により当該承認を受けたものについては、直ちに当該承認を取り消し、納税義務者に第64号様式の13による通知書により通知しなければならない。

２　東部総合事務所長は、前項の規定により減免の承認を取り消したときは、減免していた税額の全額を賦課徴収する。

第２節　軽油引取税

（免税軽油に係る承認書等）

第54条　条例第199条第２項に規定する規則で定める承認書は、第70号様式のとおりとする。

２　条例第199条第３項に規定する規則で定める申請書は、第71号様式のとおりとする。

第55条　削除

（免税軽油の引取り等に係る報告書の提出期限）

第56条　条例第200条に規定する特別な事情があると認められる者は、次のいずれかに該当する者とする。

（１）　交付を受けた免税証の数量を当該免税証の有効期間の月数（有効期間に１月に満たない期間が生じるときは、その期間を１月として計算する。）で除した数量が2,000リットル以下となる者

（２）　国又は地方公共団体の機関の長及びこれらに準ずる者

（３）　免税軽油の使用に係る業務の特殊性等により毎月報告することが困難であると認められる者

２　条例第200条に規定する規則で定める期限は、次のとおりとする。

（１）　新たな免税証の交付申請の日の属する月の前月の末日までの期間に係る報告書については、当

	該交付申請の日 （２）　免税証の有効期間の末日から２月を経過する日の属する月の末日までの期間に係る報告書（前号に掲げるものを除く。）については、当該免税証の有効期間の末日から３月を経過する日の属する月の末日 （３）　免税証の有効期間の末日から２月を経過する日の属する月後の各月の初日から末日までの期間に係る報告書（第１号に掲げるものを除く。）については、その月の翌月の末日
	（還付申請書） 第57条　条例第203条第２項に規定する規則で定める還付申請書は、第71号様式のとおりとする。
	（更正、決定等に関する通知書） 第58条　条例第205条に規定する規則で定める通知書は、第61号様式のとおりとする。
第１節及び第２節　削除	
第52条から第58条まで　削除	
様式目次	様式目次
１及び２　略	１及び２　略
３　県民税関係	３　県民税関係
第46号様式～第53号様式の３　略	第46号様式～第53号様式の３　略
第53号様式の４　法人県民税均等割課税免除申請書・取消届	
第53条様式の５　法人県民税均等割減免申請書・取消届	
第53号様式の６　略	第53号様式の４　略
第53号様式の７　略	第53号様式の５　略
第53号様式の８　略	第53号様式の６　略
４～６　略	４～６　略
７　ゴルフ場利用税関係	７　ゴルフ場利用税関係
第58号様式～第61号様式　略	第58号様式～第61号様式　略
	第62号様式及び第63号様式　削除
８　自動車取得税関係	
第62号様式　納税済印	
第62号様式の２　更正決定通知書（自動車取得税・加算金）	
第62号様式の３　自動車取得税・自動車税課税免除（減免）申請書	
第62号様式の４　運転実績（計画）表	

第62号様式の５　自動車取得税課税免除申請書（特定非営利活動法人）	
第62号様式の６　自動車取得税・自動車税課税免除（減免）決定通知書	
第62号様式の７　自動車取得税・自動車税課税免除（減免）決定取消通知書	
第62号様式の８その１　自動車取得税減免・自動車税課税免除申請書（身体障害者等本人運転分）	
その２　自動車取得税減免・自動車税課税免除申請書（身体障害者等生計同一者運転分・常時介護者運転分）	
第62号様式の９　自動車税等に係る生計同一・常時介護証明書交付願	
第62号様式の10　自動車取得税減免・自動車税課税免除申請書（構造変更車）	
９　軽油引取税関係	
第63号様式　軽油引取税納入免除・還付承認書	
第63号様式の２　軽油引取税納入免除・還付申請書	
10　自動車税関係	８　自動車税関係
第64号様式～第64号様式の５その２　略	第64号様式～第64号様式の５その２　略
	第64号様式の６その１　自動車税課税免除・自動車取得税減免申請書（身体障害者等本人運転分）
	その２　自動車税課税免除・自動車取得税減免申請書（身体障害者等生計同一者運転分・常時介護者運転分）
	第64号様式の７　自動車税等に係る生計同一・常時介護証明書交付願
	第64号様式の８　自動車税課税免除・自動車取得税減免申請書（構造変更車）
	第64号様式の９　自動車税・自動車取得税課税免除（減免）申請書
	第64号様式の10　運転実績（計画）表
第64号様式の６その１から第64号様式の10まで　削除	
第64号様式の11　略	第64号様式の11　略
第64号様式の12その１　略	第64号様式の12その１　略
	その２　自動車税・自動車取得税課税免除（減免）決定通知書
その２　削除	
その３及びその４　略	その３及びその４　略
	第64号様式の13　自動車税・自動車取得税課税免除（減免）決定取消通知書

第64号様式の13　削除 第64号様式の14から17まで　略 　11　略 第66号様式から第71号様式まで　削除 　12及び13　略	 第64号様式の14から17まで　略 　9　略 　10　自動車取得税関係 第66号様式　納税済印 第67号様式　更正決定通知書（自動車取得税・加算金） 第67号様式の２　自動車取得税課税免除申請書（特定非営利活動法人） 　11　軽油引取税関係 第68号様式　削除 第69号様式　削除 第70号様式　軽油引取税納入免除・還付承認書 第71号様式　軽油引取税納入免除・還付申請書 　12及び13　略

第２条　鳥取県税条例施行規則の一部を次のように改正する。

　第53号様式の３の次に次の２様式を加える。

第53号様式の４（第35条の４関係）

<table>
<tr><td colspan="4">法人県民税均等割課税免除 申請書
取消届</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="4">年　月　日

鳥取県　部総合事務所長　様</td><td>主たる事務所等の所　在　地</td><td></td></tr>
<tr><td>法人の名称</td><td></td></tr>
<tr><td>代表者職氏名</td><td>，</td></tr>
<tr><td>電話番号</td><td>（　）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">免除を受けようとする場合</td><td colspan="3">鳥取県税条例第41条の２第１項の規定による法人県民税均等割の課税免除を受けたいので、次のとおり申請します。</td></tr>
<tr><td>法人設立の日</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>課税免除開始時期</td><td colspan="2">年　月　日から</td></tr>
<tr><td>地方税法施行令第７条の４の収益事業（以下「収益事業」）の有無</td><td colspan="2">□　有り　　□　無し</td></tr>
<tr><td>免</td><td colspan="3">免除の事由が消滅したので鳥取県税条例第41条の２第３項の規定により申告します。</td></tr>
</table>

除の事由が消滅した場合		
	収益事業の有無	□　有り　　□　無し
	収益事業開始の日	年　　月　　日
	収益事業の種類	
添　付　書　類		□　認可決定通知書の写し又は認可に係る告示事項証明書 □　規約 □　事業報告書及び収支計算書 □　その他（　　　　　　　）
備　　　考		

注　該当のない欄には斜線を引くこと。

第53号様式の５（第35条の５関係）

法人県民税均等割減免 申請書／変更（取消）届			
年　月　日 鳥取県　部総合事務所長　様		主たる事務所等の所在地	
		法人の名称	
		代表者職氏名	，
		電話番号	（　　）
減免の申請をする場合	鳥取県税条例第41条の３第１項の規定による法人県民税均等割の減免を受けたいので、次のとおり申請します。		
	均等割額の算定期間	年　　月　　日から 年　　月　　日まで	
	減免申請額	円	
	減免を受けようとする理由		
減	減免の事由が消滅したので鳥取県税条例第41条の３第３項の規定により申告します。		

免の事由が消滅した場合		
	消滅の事由	
	消滅した日	年　　月　　日

添付書類	公益社団法人・公益財団法人、公共法人等	特定非営利活動法人
	（１）　定款又は寄附行為 （２）　事業報告書 （３）　決算書 （４）　法人の登記事項証明書 （５）　出資又は拠出の事実を証明する書類 （６）　その他（　　　）	（１）　定款 （２）　法人の設立認証書の写 （３）　事業報告書 （４）　法人の登記事項証明書 （５）　その他（　　　）

注　該当のない欄には斜線を引くこと。

第53号様式の４中「第35条の４関係」を「第35条の６関係」に改め、同様式を第53号様式の６とする。

第53号様式の５中「第35条の５関係」を「第35条の７関係」に改め、同様式を第53号様式の７とする。

第53号様式の６中「第35条の６関係」を「第35条の８関係」に改め、同様式を第53号様式の８とする。

第61号様式中「第49条の３、第58条関係」を「第49条の２関係」に改める。

第62号様式及び第63号様式を次のように改める。

第62号様式（第44条関係）

第63号様式（第47条関係）

<table>
<tr><td colspan="6">納入免除
軽油引取税　　　　　承認書
還　　付</td></tr>
<tr><td rowspan="2">免税軽油使用者</td><td>住　　所</td><td></td><td rowspan="2">販売業者</td><td>住　　所</td><td></td></tr>
<tr><td>氏名又は名称</td><td></td><td>氏名又は名称</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">免税証に記載された軽油の数量</td><td></td><td colspan="2">今回承認された軽油の数量</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="6">上記の免税軽油使用者は、地方税法第　　条第　　項の規定に該当する者であるこ</td></tr>
</table>

とを承認する。

年　月　日

職　氏　名　㊞

第62号様式の次に次の10様式を加える。

第62号様式の２（第45条関係）

自動車取得税
加　算　金　更正（決定）通知書

市　町 郡　村　番地	次のとおり更正（決定）したので通知しますから、太線部分の額を同封の納付書によって納付してください。 年　月　日 職　氏　名　㊞			
様	第　号			
区分	課税標準等 ①	税率等 ②	税額等 ①×②　③	摘要
更正（決定）額 ④				
既申告（更正・決定）額 ⑤				
差引不足額 ④－⑤　⑥			（ア）	
過少申告加算金 ⑦			（イ）	
不申告加算金 ⑧			（ウ）	
重加算金 ⑨			（エ）	
延滞金 ⑩	不足税額については、　年　月　日から納付の日までの期間に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に対し、年14.6パーセント（この通知書による納期限までの期間又は当該納期限の翌日から１月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント（当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成９年法律第89号）第15条第１項第１号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年４パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該特例基準割合））の割合で計算した金額 （オ）			
納付期限	年　月　日			
納付場所				
更正（決定）の根拠法令	地方税法第129条、第132条及び第133条			
更正（決定）の対象となった自動車	（１）　普通４輪　（４）　バ　ス （２）　小型４輪　（５）　軽自動車　登録番号			

	（３）　３　　輪　　　　　　　　（車両番号）

お知らせ　この県税の賦課について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第４条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく総合事務所長を経由して提出してください。

また、この県税の賦課処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は知事となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

①　審査請求があった日から３か月を経過しても裁決がないとき。

②　処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

③　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第62号様式の３（第46条、第50条の10、第50条の16関係）

自動車取得税・自動車税課税免除（減免）申請書

納税義務者	区　分	所　有　者	使　用　者
	住所又は所在地		
	氏名又は名称及び代表者の氏名		

申請自動車	登　録　番　号	定　置　場
		市　町 郡　村

申請理由	

自動車取得税	課税標準額	円	免除税額	円
自動車税	課税年度	年度	免除（減免）税額	円

鳥取県税条例 第134条の６第　号 / 第137条　第　号 / 第137条の２第３号 に該当するので、鳥取県税条例施行規則 第46条　第１項 / 第50条の10第１項 / 第50条の16第１項

自動車取得税

の規定により、自動車税の課税免除（減免）について、上記のとおり申請します。

年　　月　　日

住　　　所
申請者　名　　　　称
代表者の氏名　　　　　　　　　　　，

職　　氏　　名　　様

第62号様式の４（第46条、第50条の10、第50条の16関係）

運　転　実　績　（　計　画　）　表

月　別	運　転　日　数	左の日数中、 　　第134条の６第　号 条例　第137条　　第　号 　　第137条の２第３号 の用のため直接専用した日数	備　　　　考
４月			
５月			
６月			
７月			
８月			
９月			
10月			
11月			
12月			
１月			

２月			
３月			
計	①	②	②／① ＝

第62号様式の５（第46条関係）

自動車取得税課税免除申請書（特定非営利活動法人）

<table>
<tr><td rowspan="3">納税義務者</td><td>住　　所</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>代表者の氏名</td><td colspan="2"></td><td>電話番号</td><td></td></tr>
<tr><td>設立認証年月日</td><td>年　月　日</td><td>設立登記年月日</td><td colspan="2">年　月　日</td></tr>
<tr><td rowspan="7">対象自動車</td><td>登録番号</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>登録年月日</td><td colspan="4">年　月　日</td></tr>
<tr><td>定置場</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">無償譲渡を行ったもの</td><td>住　　所</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>名称又は氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>使用目的</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">課税免除税額</td><td colspan="2">課税標準額</td><td colspan="2">税　　額</td></tr>
<tr><td colspan="2">円</td><td colspan="2">円</td></tr>
</table>

鳥取県税条例第134条の６第５号に該当するので、鳥取県税条例施行規則第46条第１項の規定により、自動車取得税の課税免除について、上記のとおり申請します。

年　月　日

住　　所

申請者　名　　　称
代表者の氏名　　　　　　　　　　,

職　　氏　　　名　　様

第62号様式の６（第46条の２、第46条の12、第50条の11関係）

自動車取得税・自動車税課税免除（減免）決定通知書

納税義務者	住所又は所在地					
	氏名又は名称及び代表者の氏名					
決定事項	年　　月　　日付けで申請のあった鳥取県税条例第　　条第　　号及び第　　条第　　号の規定に係る下記の自動車取得税又は自動車税の課税免除（減免）については、次のとおり決定する。					
承認するもの	自動車登録番号	税　　目	年　度	課　税　標　準　額	免除（減免）税額	
		自動車取得税		円	円	
		自　動　車　税		―	円	
	（注）適用の要件を欠くに至った場合には、課税免除（減免）を取り消す。					
承認しないもの	自動車登録番号	理　　　由				

上記のとおり決定しましたので通知します。

年　　月　　日

氏　　　　名　　様

職　　氏　　　名　　　　印

この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第４条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく総合事務所長を経由して提出してください。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は知事となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

①　審査請求があった日から３か月を経過しても裁決がないとき。

②　処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

③　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第62号様式の７（第46条の３、第46条の14、第50条の13、第50条の19関係）

自動車税・自動車取得税課税免除（減免）決定取消通知書

年　　月　　日

住　所

氏　名　　　　　　　　　　　様

（納税義務者）

職　氏　　名　　　　印

年　　月　　日付けで課税免除（減免）の承認をした下記自動車に対する自動車取得税又は自動車税については、下記の理由により取り消したので、通知します。

登録番号		
取消しする期間		
取消しする税額	自動車取得税	円
	自動車税	円
取消しする理由		

この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第４条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく総合事務所長を経由して提出してください。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日か

ら起算して６か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は知事となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

①　審査請求があった日から３か月を経過しても裁決がないとき。
②　処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
③　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第62号様式の８その１（第46条の11、第50条の10関係）

自動車取得税減免
自動車税課税免除　申請書（身体障害者等本人運転分）

<table>
<tr><td rowspan="8">身体障害者等</td><td>住　　所</td><td colspan="2"></td><td>電話番号</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>氏　　名</td><td colspan="2"></td><td>生年月日</td><td colspan="2">年　月　日</td></tr>
<tr><td rowspan="5">身体障害者手帳
戦傷病者手帳
療育手帳
精神障害者保健福祉手帳</td><td>手帳番号</td><td colspan="4">第　　号</td></tr>
<tr><td>交付年月日</td><td colspan="4">年　月　日</td></tr>
<tr><td colspan="3">障害名</td><td colspan="2">個別等級</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>障害等級</td><td>障害の程度</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>運転免許証の付帯条件</td><td colspan="5"></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="3">新規・買替えの別</td><td rowspan="3">1　新規
2　買替え</td><td colspan="2">（２の場合）現在課税免除を受けている自動車</td></tr>
<tr><td>登録番号</td><td>処分方法</td></tr>
<tr><td></td><td>年　月　日　抹消 移転・変更 登録済</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="3">対象自動車</td><td>登録番号</td><td></td><td rowspan="3">主たる定置場
1　身体障害者等の住所に同じ
2　　市町村</td></tr>
<tr><td>登録年月日</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td>使用目的</td><td></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="2">減免税額</td><td rowspan="2">自動車取得税</td><td>課税標準額</td><td>税額</td></tr>
<tr><td>円</td><td>円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">課税免除税額</td><td rowspan="2">自動車税</td><td>年税額</td><td>税額</td></tr>
<tr><td>円</td><td>円</td></tr>
</table>

鳥取県税条例 第134条の７第１号ア／第137条　第４号ア に該当するので、鳥取県税条例施行規則 第46条の11第１項／第50条の10第１項 の規定により、自動車取得税の減免／自動車税の課税免除 について、上記のとおり申請します。

年　月　日

申　請　者　住所
（納税義務者）氏名　　　　　　　　　　　　，

職　氏　　名　　様

第62号様式の８その２（第46条の11、第50条の10関係）

自動車取得税減免／自動車税課税免除　申請書（身体障害者等　生計同一者運転分／常時介護者運転分　）

<table>
<tr><td rowspan="7">身体障害者等</td><td>住　　所</td><td colspan="2"></td><td>電話番号</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>氏　　名</td><td colspan="2"></td><td>生年月日</td><td colspan="2">年　月　日</td></tr>
<tr><td rowspan="5">身体障害者手帳
戦傷病者手帳
療育手帳
精神障害者保健福祉手帳</td><td>手帳番号</td><td colspan="4">第　　　　　号</td></tr>
<tr><td>交付年月日</td><td colspan="4">年　月　日</td></tr>
<tr><td colspan="3">障　害　名</td><td colspan="2">個別等級</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>障害等級</td><td>障害の程度</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">運転者</td><td>住　　所</td><td colspan="2"></td><td>電話番号</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>氏　　名</td><td colspan="2"></td><td>身体障害者等との続柄</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="3">新規・買替えの別</td><td rowspan="3">1　新規
2　買替え</td><td colspan="2">（２の場合）現在課税免除を受けている自動車</td></tr>
<tr><td>登録番号</td><td>処分方法</td></tr>
<tr><td></td><td>抹消
年　月　日　移転・変更　登録済</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="3">対象自動車</td><td>登録番号</td><td></td><td rowspan="3">主たる定置場
1　身体障害者等の住所に同じ
2　　　　　市町村</td></tr>
<tr><td>登録年月日</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td>使用目的</td><td></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="2">減免税額</td><td rowspan="2">自動車取得税</td><td>課税標準額</td><td>税額</td></tr>
<tr><td>円</td><td>円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">課税免除税額</td><td rowspan="2">自動車税</td><td>年税額</td><td>税額</td></tr>
<tr><td>円</td><td>円</td></tr>
</table>

鳥取県税条例　第134条の７第１号イ又はウ／第137条　第４号イ又はウ　に該当するので、鳥取県税条例施行規則　第46条の11第１項／第50条の10第１項　の規定により、自動車取得税の減免／自動車税の課税免除　について、上記のとおり申請します。

年　月　日

申　請　者　住所
（納税義務者）氏名　　　　　　　　　　，

職　氏　　名　様

第62号様式の９（第46条の11、第50条の10関係）

自動車税等に係る 生計同一/常時介護 証明書交付願

年　　月　　日

職　氏　　名　様

（申請者）住　所
氏　名　　　　　　　　　，

下記１の自動車等は、専ら下記２の身体障害者等のために当該 身体障害者等と生計を一にする/身体障害者等を常時介護する 下記３の者が運転するものであることを証明してください。

記

1　対象自動車等	（登録番号又は車両番号）				
2　身体障害者等	氏　名				
	住　所			電話番号	
3　運　転　者	氏　名			身体障害者等との関係	
	住　所			電話番号	
	運転免許証の番号				
4　所有（使用）者	氏　名			身体障害者等との関係	
	住　所			電話番号	
5　用途及び使用目的					
6　減免措置を受けた自動車等の有無	有・無	（有の場合は、当該自動車等の登録番号又は車両番号）			
7　添　付　書　類 ※⑤～⑦は常時介護者が運転する場合のみ添付	①住民票　②身体障害者手帳等の写し　③自動車検査証の写し ④使用目的を証明する書類の写し　⑤自動車等運行計画書 ⑥誓約書　⑦有償介護の場合の契約書 ⑧その他（　　　　　）				

上記のとおり相違ないことを証明する。

年　　月　　日

福祉事務所等の長　氏　　　名　㊞

第62号様式の10（第46条の11、第50条の10関係）

自動車取得税減免
自動車税課税免除　申請書（構造変更車）

<table>
<tr><td rowspan="2">納税義務者
（申請者）</td><td colspan="2">住　　所</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">氏　　名</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">申請する自動車</td><td colspan="2">登録番号</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">用　　途</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">定　置　場</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">申請する自動車の内容</td><td colspan="2">取　得　価　額</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">上記のうち改造等に要した額</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">特　別　仕　様
（改造）の部分</td><td></td></tr>
<tr><td>自動車取得税</td><td colspan="2">減　免　税　額</td><td>円</td></tr>
<tr><td>自　動　車　税</td><td colspan="2">免　除　税　額</td><td>円</td></tr>
<tr><td colspan="4">鳥取県税条例　第134条の７第２号又は第３号
第137条　第５号　に該当するので、鳥取県税条例施行規則　第46条の11第１項
第50条の10第１項
の規定により、自動車取得税の減免
自動車税の課税免除　について、上記のとおり申請します。

年　　月　　日

住　所
申請者
氏　名　　　　　　　　　　，

職　氏　　名　　様</td></tr>
</table>

第63号様式の次に次の１様式を加える。

第63号様式の２（第47条、第49条関係）

納入免除
軽油引取税　　　　　　申請書
還　　付

申請金額												円
内訳	年度	月別	納入年月日	法第144条の31の規定に該当する軽油の数量				同左に対する料金額	同左による税額	既に納入した徴収金の総額	免除額又は還付額	摘要
				第１項該当	第４項該当	第５項該当	計					
				立	立	立	立	円	円	円	円	
備考												

上記のとおり鳥取県税条例第　　条の規定により申請します。

年　　月　　日

住　　　所
申請者　　　　　　　　　　　　，
氏名及び名称

職氏　　名　　様

第64号様式の６その１から第64号様式の10までを次のように改める。

第64号様式の６その１から第64号様式の10まで　削除

第64号様式の12その２を次のように改める。

第64号様式の12その２　削除

第66号様式から第71号様式までを次のように改める。

第66号様式から第71号様式まで　削除

附　則

（施行期日）

1　この規則は、地方税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第　　　号）の施行の日から施行する。ただし、第１条中第35条の３の次に２条を加える改正及び第２条中第53号様式の３の次に２様式を加える改正規定は、平成21年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行の際現に作成されている用紙は、改正後の鳥取県税条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、所要の調整をした上で使用することができる。

職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年３月31日

鳥取県知事　平　　井　　伸　　治

鳥取県規則第27号

職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

職員の職の設置に関する規則（昭和39年鳥取県規則第６号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改　正　後	改　正　前
別表（第２条関係） 部長、局長、所長、理事監、防災監、医療政策監、行政監察監、次長、参事監、総室長、本部長、検査監、室長、副局長、校長、院長、館長、園長、副出納長、課長、企画調整幹、参事、事務局長、主任教授、副所長、副校長、寮長、総括検査専門員、検査専門員、税務専門員、用地専門員、民工芸振興官、チーム長、副本部長、医療指導監、課長補佐、筆頭主幹、主幹、室長補佐、館長補佐、事務次長、教授、総括主計員、主計員、企画員、広報企画員、船長、主任監察員、税務主幹、教務主幹、専技主幹、普及主幹、用地主幹、検査主幹、係長、副主幹、教務主任、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、査察指導員、保育士長、副保育士長、助教授、農業専門技術員、生活改良専門技術員、林業専門技術員、普及指導員、林業普及指導員、機関長、航海士長、監察員、栄養主任、診療放射線主任、理学療法主任、作業療法主任、歯科衛生主任、言語聴覚主任、職業訓練指導主任、社会福祉主任、児童福祉主任、児童指導主任、児童心理主任、精神福祉主任、精神保健福祉主任、心理判定主任、心理療法主任、主事、学芸員、機械技師、電気技師、衛生技師、造園技師、建築技師、商工技師、農林技師、水産技師、土木技師、教官、秘書、保健師、社会福祉主事、精神福祉主事、精神保健福祉士、心理療法士、心理判定員、児童心理司、児童福祉司、児童自立支援専門員、児童指導員、児童生活支援員、生活指導員、保育士、栄養士、理学療法士、医療ソーシャルワーカー、講師、薬剤師、看護師、歯科衛生士、職業訓練指導員、改良普及員、林業改良指導員、機関士、航海士、専門員、総括専門員、専門指導員、文化財主事、場長、分場長、試験地長、特別研究員、	別表（第２条関係） 部長、局長、所長、理事監、防災監、行政監察監、次長、参事監、総室長、本部長、検査監、室長、副局長、校長、院長、館長、園長、副出納長、課長、企画調整幹、参事、事務局長、主任教授、副所長、副校長、寮長、総括検査専門員、検査専門員、税務専門員、用地専門員、民工芸振興官、チーム長、副本部長、医療指導監、課長補佐、主幹、室長補佐、館長補佐、事務次長、教授、総括主計員、主計員、企画員、広報企画員、船長、主任監察員、税務主幹、教務主幹、専技主幹、普及主幹、用地主幹、検査主幹、係長、副主幹、教務主任、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、査察指導員、保育士長、副保育士長、助教授、農業専門技術員、生活改良専門技術員、林業専門技術員、普及指導員、林業普及指導員、機関長、航海士長、監察員、栄養主任、診療放射線主任、理学療法主任、作業療法主任、歯科衛生主任、言語聴覚主任、職業訓練指導主任、社会福祉主任、児童福祉主任、児童指導主任、精神福祉主任、精神保健福祉主任、心理判定主任、心理療法主任、主事、学芸員、機械技師、電気技師、衛生技師、造園技師、建築技師、商工技師、農林技師、水産技師、土木技師、教官、秘書、保健師、社会福祉主事、精神福祉主事、精神保健福祉士、心理療法士、心理判定員、児童福祉司、児童自立支援専門員、児童指導員、児童生活支援員、保育士、栄養士、理学療法士、医療ソーシャルワーカー、講師、薬剤師、看護師、歯科衛生士、職業訓練指導員、改良普及員、林業改良指導員、機関士、航海士、通信士、専門員、総括専門員、専門指導員、文化財主事、場長、分場長、試験地長、特別研究員、研究主任、研究員、副院長、医長、副医長、医

研究主任、研究員、副院長、医長、副医長、医師、歯科医師、診療放射線技師、作業療法士、言語聴覚士、看護師長、副看護師長、看護主任、准看護師、車庫長、副車庫長、守衛長、副守衛長、現業職長、現業技術員、守衛、機械技手、検査助手、農業技手、畜産技手、林業技手、現業主事、寮母、寮父、介助員、隊長、副隊長、隊員、保安管理員、液化石油ガス検査員、医療監視員、薬事監視員、毒物劇物監視員、麻薬取締員、栄養指導員、環境衛生指導員、食品衛生監視員、家庭用品衛生監視員、防疫員、肥料検査員、土地調査員、建築主事、建築監視員、狂犬病予防員、動物愛護管理員、狂犬病予防技術員、動物愛護技術員、鳥取砂丘レンジャー、公営住宅監理員、小作主事、と畜検査員、地方種畜検査委員、家畜防疫員、森林害虫防除員、魚類防疫員、漁業監督吏員、道路監理員、河川監理員、砂防管理員、出納員、分任出納員、会計員、企業出納員及び現金取扱員	師、歯科医師、診療放射線技師、作業療法士、言語聴覚士、看護師長、副看護師長、看護主任、准看護師、車庫長、副車庫長、守衛長、副守衛長、現業職長、現業技術員、守衛、ボイラ技士、機械技手、調理師、調理員、検査助手、農業技手、畜産技手、林業技手、現業主事、寮母、寮父、介助員、隊長、副隊長、隊員、保安管理員、液化石油ガス検査員、医療監視員、薬事監視員、毒物劇物監視員、麻薬取締員、栄養指導員、環境衛生指導員、食品衛生監視員、家庭用品衛生監視員、防疫員、肥料検査員、土地調査員、建築主事、建築監視員、狂犬病予防員、動物愛護管理員、狂犬病予防技術員、動物愛護技術員、公営住宅監理員、小作主事、と畜検査員、地方種畜検査委員、家畜防疫員、森林害虫防除員、魚類防疫員、漁業監督吏員、道路監理員、河川監理員、砂防管理員、出納員、分任出納員、会計員、企業出納員及び現金取扱員

附　則

この規則は、平成21年４月１日から施行する。

地方公営企業法第39条第２項の規定に基づき知事が定める職に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年３月31日

鳥取県知事　平　井　伸　治

鳥取県規則第28号

地方公営企業法第39条第２項の規定に基づき知事が定める職に関する規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第39条第２項の規定に基づき知事が定める職に関する規則（昭和40年鳥取県規則第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目（以下「移動号細目」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目（以下「移動後号細目」という。）が存在する場合には、当該移動号細目を当該移動後号細目とし、移動後号細目に対応する移動号細目が存在しない場合には、当該移動後号細目（以下「追加号細目」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の細目の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の細目の表示及び追加号細目を除く。）に改める。

改　正　後	改　正　前
地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第39条第２項の規定に基づき、知事が定める職は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる職とする。 （１）　略 （２）　病院局 ア～ケ　略 コ　センター長 ク　副センター長 キ　室長（医療安全・感染防止対策室、医療情報管理室、女性職員支援室、地域医療連携室、健診室、臨床研修支援室、中央放射線室、中央検査室、リハビリテーション室、臨床工学室、栄養管理室、血液浄化室、がん相談支援室及び画像診断室の室長に限る。） コ　副室長（医療安全・感染防止対策室、医療情報管理室、女性職員支援室、地域医療連携室及びがん相談支援室の副室長に限る。）	地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第39条第２項の規定に基づき、知事が定める職は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる職とする。 （１）　略 （２）　病院局 ア～ケ　略 コ　室長（地域医療支援室、臨床研修支援室、中央放射線室、中央検査室、リハビリテーション室、臨床工学室、栄養管理室、地域医療連携室、医療安全・感染防止対策室及び医療情報管理室の室長に限る。）

附　則

この規則は、平成21年４月１日から施行する。

鳥取県病院局に勤務する職員のうち主要な職員の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年３月31日

鳥取県知事　平　井　伸　治

鳥取県規則第29号

鳥取県病院局に勤務する職員のうち主要な職員の範囲を定める規則の一部を改正する規則

鳥取県病院局に勤務する職員のうち主要な職員の範囲を定める規則（平成７年鳥取県規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第１項ただし書に規定する主要な職員の範囲は、理事監、局長、課長（病院局総務課長に限る。）、参事、院長、副院長、部長<u>、センター長、副センター長</u>、副局長<u>、室長（医療安全・感染防止対策室、医療情報管理室、女性職員支援室、地域医療連携室、健診室、臨床研修支援室、中央放射線室、中央検査室、リハビリテーション室、臨床工学室、栄養管理室、血液浄化室、がん相談支援室及び画像診断室の室長に限る。）及び副室長（医療安全・感染防止対策室、医療情報管理室、女性職員支援室、地域医療連携室及びがん相談支援室の副室長に限る。）</u>の職を占める職員とする。	地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第１項ただし書に規定する主要な職員の範囲は、理事監、局長、課長（病院局総務課長に限る。）、参事、院長、副院長、部長、副局長<u>及び室長（新生児集中治療室及び中央滅菌材料室の室長を除く。）</u>の職を占める職員とする。

附　則

この規則は、平成21年４月１日から施行する。

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年３月31日

鳥取県知事　平　　井　　伸　　治

鳥取県規則第30号

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

現業職員の給与に関する規則（昭和32年鳥取県規則第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改　正　後	改　正　前
別表第２（第２条、第３条関係） 級別職務分類表	別表第２（第２条、第３条関係） 級別職務分類表
職務の級：職　　務	職務の級：職　　務
１　級：現業技術員、守衛、畜産技手、機械技手、農業技手、林業技手、現業主事、寮母、寮父、検査助手又は介助員の職務	１　級：現業技術員、守衛、畜産技手、ボイラ技士、機械技手、調理師、農業技手、林業技手、調理員、現業主事、寮母、寮父、検査助手又は介助員の職務
２　級：困難な業務を行う現業技術員、守衛、畜産技手、機械技手、農業技手、林業技手、現業主事、寮母、寮父、検査助手又は介助員の職務	２　級：困難な業務を行う現業技術員、守衛、畜産技手、ボイラ技士、機械技手、調理師、農業技手、林業技手、調理員、現業主事、寮母、寮父、検査助手又は介助員の職務
略	略
別表第３（第３条の２関係） 初任給基準表	別表第３（第３条の２関係） 初任給基準表
略	略
備考 １　現業技術員のうち、高校卒よりも下位の区分に属する学歴免許の資格を有する者については、その就業に必要な免許等の資格を取得したときを高校卒とすることができる。 ２　略	備考 １　現業技術員及びボイラ技士のうち、高校卒よりも下位の区分に属する学歴免許の資格を有する者については、その就業に必要な免許等の資格を取得したときを高校卒とすることができる。 ２　略

附　則

この規則は、平成21年４月１日から施行する。

職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年３月31日

鳥取県知事　平　　井　　伸　　治

鳥取県規則第31号

職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職手当の支給に関する規則（昭和51年鳥取県規則第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「削除号」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改　正　後	改　正　前
（基礎在職期間） 第３条の２　条例第５条の２第２項第19号に規定する規則で定める在職期間は、次に掲げる在職期間とする。 (１)～(９)　略	（基礎在職期間） 第３条の２　条例第５条の２第２項第19号に規定する規則で定める在職期間は、次に掲げる在職期間とする。 (１)～(９)　略 (10)　鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年鳥取県条例第３号。第３条の10において「派遣条例」という。）第18条第１項に規定する者の同項に規定する特定法人役職員としての在職期間
（自己啓発等休業の期間） 第３条の10　職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年鳥取県条例第89号）第12条第２項の規定により読み替えて適用される条例第９条第４項に規定する規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。 (１)及び(２)　略 (３)　自己啓発等休業の期間の末日の翌日から起算した職員としての在職期間（条例第９条第５項若しくは第６項又は第12条第１項若しくは第６項の規定により職員としての引き続いた在職期間に含むものとされる期間を含む。）が５年に達するまでの期間中に退職したものでないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 ア～ウ　略 エ　条例第12条第４項若しくは第５項、第13条第	（自己啓発等休業の期間） 第３条の10　職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年鳥取県条例第89号）第12条第２項の規定により読み替えて適用される条例第９条第４項に規定する規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。 (１)及び(２)　略 (３)　自己啓発等休業の期間の末日の翌日から起算した職員としての在職期間（条例第９条第５項及び第６項並びに第12条第１項及び第６項又は派遣条例第18条第１項の規定により職員としての引き続いた在職期間に含むものとされる期間を含む。）が５年に達するまでの期間中に退職したものでないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 ア～ウ　略 エ　条例第12条第４項若しくは第５項、第13条第

３項又は第18条の規定に該当して退職した場合

２　略

別表（第３条の６関係）

区分	調整月額	職員の給料表			
		略	教育職給料表(１)	教育職給料表(２)	略
略					
第５号	25,000	略	３級（管理職手当支給区分が特４種又は５種の職を占める者に限る。）	３級（管理職手当支給区分が特４種又は５種の職を占める者に限る。）	略
第６号	20,850	略	３級（第５号の項に掲げる者を除く。）、特２級又は２級（経験年数３０年（大学４卒）以上であるものに限る。）	３級（第５号の項に掲げる者を除く。）、特２級又は２級（経験年数３０年（大学４卒）以上であるものに限る。）	略
略					

備考　略

様式第４号の２（第３条の３関係）　略

３項若しくは第18条又は派遣条例第18条第３項の規定に該当して退職した場合

２　略

別表（第３条の６関係）

区分	調整月額	職員の給料表			
		略	教育職給料表(１)	教育職給料表(２)	略
略					
第５号	25,000	略	３級（管理職手当支給区分が５種の職を占める者に限る。）	３級（管理職手当支給区分が５種の職を占める者に限る。）	略
第６号	20,850	略	３級（第５号の項に掲げる者を除く。）又は２級（経験年数３０年（大学４卒）以上であるものに限る。）	３級（第５号の項に掲げる者を除く。）又は２級（経験年数３０年（大学４卒）以上であるものに限る。）	略
略					

備考　略

様式第４号の２（第３条の２関係）　略

附　則

（施行期日）

１　この規則は、平成21年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の日前に公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第２項に規定する退職派遣者であった者の退職手当に係る基礎在職期間及び自己啓発等休業の期間に係る取扱いについては、なお従前の例による。